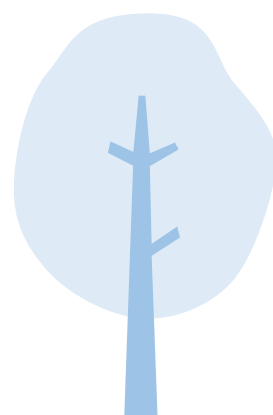


# 參考資料



## 参考資料

### 1 町田市子ども・子育て会議委員

任期 2020年4月1日～2022年3月31日

構成	氏名	所属
子ども・子育て支援に関し学識 経験を有する者	◎吉永 真理	昭和薬科大学
	○鈴木 美枝子	玉川大学
	小林 保子	鎌倉女子大学
	駒津 彩果	東京三弁護士会多摩支部
子ども・子育て支援を実施する 事業者の代表	矢口 政仁	町田市私立幼稚園協会
	関野 鎮雄	町田市法人立保育園協会
	馬場 昭乃	町田市社会福祉協議会
	鶴田 尚子	社会福祉法人 福音会
子ども・子育て支援に関する事 業に従事する者の代表	吉田 孔一	町田市立小学校校長会
	高橋 博幸	町田市立中学校校長会
	森山 知也	東京都立町田の丘学園
	赤木 律子	町田市民生委員児童委員協議会
	宇賀神 直子	町田市立中学校 PTA 連合会
保健医療関係団体の代表	風張 真由美	町田市医師会
経済関係団体の代表	澤井 宏行	町田商工会議所
公募による保護者で市内に住所 を有する者	金井 玲奈	市民
	岸 洋一郎	市民
	高倉 麻依子	市民
子ども・子育て支援に係る 者のうち市長が適当と認める者	福田 麗	町田市青少年委員の会
	酒井 恵子	町田市障がい児・者を守る会すみれ会

※◎は会長、○は副会長

## 2 町田市子ども発達支援計画行動計画(2021～2023)庁内検討会委員

### (1) 検討会委員

地域福祉部障がい福祉課長
保健所保健予防課長
学校教育部教育センター所長
子ども生活部子ども総務課長
子ども生活部児童青少年課長
子ども生活部保育・幼稚園課長
子ども生活部子育て推進課長
子ども生活部子ども家庭支援センター長
子ども生活部子ども発達支援課長
子ども生活部子ども発達支援課相談・療育担当課長

### (2) 事務局

子ども生活部子ども総務課
子ども生活部子ども発達支援課

## 3 計画策定の経過

回	開催日	検討内容
第1回	2020年 7月29日	◇町田市子ども発達支援計画行動計画の概要確認について
第2回	2020年 11月19日	◇町田市子ども発達支援計画行動計画案の確認について ◇意見募集方法の確認について
第3回	2021年 2月18日	◇意見募集の結果について ◇町田市子ども発達支援計画行動計画案の最終確認について

## 4 用語解説

---

### 【あ行】

#### 愛の手帳（療育手帳）

知的障がいのある方が福祉的サービスを受けるために必要な手帳で、障がいの程度により1度から4度の区分で交付されます。（他道府県の多くでは「療育手帳」と呼ばれています。）

#### 医療的ケア児

チューブで栄養を摂ったり、痰を機械で吸ったりするなどの「医療的ケア」を、生活を営むために、日常的に要する児童のこと。

#### 医療的ケア児支援コーディネーター

医療的ケア児とその家族からの相談に対応し、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、保育、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整します。

### 【か行】

#### 加配

障がいを有するなど特に配慮が必要な子どもが通う保育園等で、クラスの運営にあたって特に手厚い職員配置が必要な場合に、あらかじめ決められている保育士等の配置に加えて職員を配置すること。

#### 教育相談

教育センターで、心理専攻や教職経験のある相談員が、市内の18歳までの子どもの学校生活に係るさまざまな相談（不登校・いじめ・体罰・発達の問題・友人関係・非行・教育上の相談等）に応じるもの。出張・電話相談もある。

#### 言語障がい

発音が不明瞭であったり、話し言葉のリズムがスムーズでなかったりするため、話し言葉によるコミュニケーションが円滑に進まない状態のこと。

#### 高次脳機能障がい

病気や交通事故などさまざまな原因によって脳に損傷をきたしたために生ずる、言語能力や記憶能力、思考能力、空間認知能力などの認知機能や精神機能の障がいのこと。

## 子育てひろば事業Ⅲ型・Ⅳ型

ひろばの日数や時間、講座回数等などによりⅠ型からⅣ型（Ⅳが最大）まで類型を定めています。Ⅲ型は1週間あたりで3日以上で1日5時間以上、Ⅳ型は1週間あたり5日以上で1日6時間開放します。

## 子ども発達センターの親子通園

発達に支援が必要な0歳児から5歳児の子どもとその保護者が、週に1回程度子ども発達センターに通園し、小集団での遊びなどを通して、子どもの発達を促すとともに、保護者が子どもとの接し方について理解を深めます。

## 子ども発達センターの認可通園

子ども発達センターで行う障害児通所支援サービスで、発達に支援が必要な3歳児から5歳児の子どもが、週5回程度通園し、日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練を行います。

## 【さ行】

### サービス等利用計画（障害児支援利用計画）

障害児通所支援サービスを利用する方の生活を支えるため、生活の中で解決すべき課題を踏まえて必要な支援の内容を検討し、具体的に利用するサービスを計画するもの。

## サポートルーム

各小学校を巡回する担当の教員が、学習面や行動面でのつまずきのある児童に対し、一人ひとりのつまずきに合った指導を行うための教室。

## 就学相談

小学校への就学に際し、子どもの障がいの状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定するために教育委員会が行う相談。

## 重症心身障がい児

重度の知的障がい及び重度の肢体不自由が重複している児童のこと。

## 情緒障がい等通級指導学級

選択性緘黙などの心因性の情緒障がいの他、自閉症スペクトラム、注意欠如・多動性障がい、学習障がいの児童・生徒を対象とした通級指導学級。

## 進学相談

中学校への進学に際し、児童の障がいの状態や教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえ、総合的な観点から進学先を決定するために教育委員会が行う相談。

## 心身障がい

ここでは、知的障がい児、身体障がい児、重度心身障がい児のこと。

## 身体障がい

視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語・そしゃく機能、肢体不自由（上肢・下肢・体幹・運動機能）、内部機能（心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫、肝臓）に障がいがあり、日常生活に制約等がある障がいのこと。

## 身体障害者手帳

身体に障がいのある方が福祉的サービスを受けるために必要な手帳で、障がいの種類や程度により1級から6級までの区分で交付されます。

## 精神障がい

統合失調症、うつ病等の気分障がい、アルコールや薬物依存、その他の精神疾患の状態にある障がいのこと。

## 精神障害者保健福祉手帳

精神障がい・発達障がいのある方が、福祉的サービスを受けるための手帳で、障がいの程度により1級から3級の区分で交付されます。

## セルフプラン

サービス等利用計画（障害児支援利用計画）のうち、さまざまなサービスに精通した相談支援専門員と利用者が面談などを通じて作成した計画ではなく、サービスを利用する方やその保護者等が作成した計画のこと。

## 専門家チーム専門員

町田市立小・中学校に在籍する児童・生徒の発達障がいの状況や課題に関する意見・判断、必要な支援・配慮等を踏まえた学習・生活指導の具体策、保護者への支援に関する方策、学校の組織的取組等に関する改善策などについて指導・助言を行うために、市教育委員会が委嘱する有識者。

## 【た行】

### 知的障がい

知的機能の障がいが発達期（概ね 18 歳まで）にあらわれ、日常生活に支障があるために、何らかの援助を必要とする障がいのこと。

### 長期療養児

小児慢性特定疾患医療費助成を受けている児童など、長期療養生活を送っている児童のこと。

### 通級指導学級

障がい等はあるが、通常の学級での学習に概ね参加可能な児童・生徒が、通常の学級に籍を置きながら、週 1～8 単位時間程度、通級して指導を受ける学級。

### 特別支援学級

障がい等により、通常の学級における指導では十分な効果を上げる事が困難な児童・生徒に対し、きめ細やかな教育を行うため特定の小・中学校に配置される少人数の学級。

### 特別支援学級専任相談員

町田市立小・中学校の特別支援学級の指導内容・方法についての必要な助言や、通常の学級に在籍する特別な配慮が必要な児童・生徒への指導方法や対応の助言を行うために、市教育委員会が委嘱する相談員。

### 特別支援学校

学校教育法に基づき、視覚・聴覚・知的障がい・肢体不自由または病弱（身体虚弱を含む）のある子どもに対し、幼稚園・小・中・高等学校に準ずる教育を行うと共に、障がいによる学習・生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身につけることを目的に設置される学校。

### 特別支援教育

学校教育法第 8 1 条に基づき、障がいのある幼児・児童・生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取り組みを支援するという視点に立ち、一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善・克服するために適切な指導や必要な支援を行う教育。

## 特別支援教育コーディネーター

特別な支援が必要な児童・生徒の教育を支援するため、小・中学校、特別支援学校等における学校内外の連絡調整（保護者の相談窓口、校内委員会・研修の企画・運営、関係諸機関・学校との連絡調整など）を担当する教員。

## 特別支援教育支援員

町田市立小・中学校に在籍する特別な配慮が必要な児童・生徒の介助・安全への配慮を行い、学校生活を支援するために、学級担任教諭の補助者として、市教育委員会が委嘱する支援員。

## 特別支援教育巡回相談員

通常の学級での特別な配慮や支援を要する児童・生徒に関する各校の実態を把握し、その指導について学校管理職・特別支援教育コーディネーター・学級担任等への助言や、専門家チーム・関係諸機関への連絡・相談を行う相談員。

## 【は行】

### 発達障がい

脳機能の発達が関係する障がいで、コミュニケーションや対人関係で困難を抱えることが多く見られます。主な発達障がいとしては、自閉症スペクトラム、注意欠如・多動性障がい、学習障がいなどがあり、複数の障がいが重なって現れることや、障がいの程度や年齢、生活環境などによっても症状は違ってきます。

### 副籍交流

副籍制度による交流活動のこと。

### 副籍制度

特別支援学校の小・中学部に在籍する児童・生徒が、居住する地域の通学区域の小・中学校に副次的な籍を持ち、直接的な交流や間接的な交流を通じて、居住する地域とのつながりの維持・継続を図る制度。

### ペアレントトレーニング

環境調整や子どもへの肯定的な働きかけを学び、保護者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動の促進と不適切な行動の改善を目的としてプログラム。



## ペアレントメンター

発達障害やその可能性がある子供の子育て等に悩む親に対し、発達障害のある子供を育ててきた同じ立場の親が、相談にのったり情報提供を行うなどの活動の中で、悩みや不安を抱える親たちの助けとなったり、適切な機関へつなぐ「同じ立場の親による親支援」を行う人材。

## 【ま行】

### マイ保育園事業（子育てひろば事業）

身近な認可保育園が「かかりつけ窓口」として子育て相談や子育て情報を提供する事業。また、実施園によっては室内や園庭を「子育てひろば」として開放し、親子の交流の場の提供や子育て支援に関する講習等を行っています。

## 索引

取組	内容	ページ	施策コード
医療的ケア児支援 コーディネーターによる 総合的な支援の実施	子ども発達支援課に配置した医療的ケア児支援コーディネーターを中心に、医療的ケア児とその家族からの相談に対応し、医療的ケア児が必要とする保健、医療、福祉、保育、教育等の多分野にまたがる支援の利用を調整します。	46	Ⅱ－3－（1）
医療的ケア児支援 コーディネーターの配置	保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の多分野の支援が必要な医療的ケア児に適切な支援体制を調整するコーディネーターを、子ども発達支援課に配置します。	45	Ⅱ－3－（1）
医療的ケア児・重症心身 障がい児支援協議会の開催	学識経験者及び医療、教育、子育て等の各分野の関係機関が参加し、市が定期的に実施するニーズ調査の結果等を基に、支援サービスのあり方やサービス提供の仕組みづくりについて意見交換及び情報共有等を行います。	45	Ⅱ－3－（1）
親子療育事業	発達に支援が必要な子どもの特徴に適した家庭での接し方などを理解するため、親子で共に参加する療育プログラムを行います。	40	Ⅱ－1－（2）
学童保育クラブ事業	障がいのある児童と低学年児童は、一定の期間に申請があれば原則全員入会とし、また、年度途中の入会申請についても、高学年児童より優先する取り扱いとすることで、子育てと仕事の両立を支援します。	41	Ⅱ－2－（1）
居宅訪問型児童発達支援	重い障がい等があるために外出することが著しく困難な子どもの家庭に伺い、発達支援を行います。	31 45	I－2－（1） Ⅱ－3－（1）
グループ指導事業	幼稚園・保育園・認定こども園等に通っている年少から年長児が少人数で活動しながら、集団活動に参加する姿勢を身に付けます。	32	I－2－（1）
交流及び共同学習の推進	通常の学級と特別支援学級との交流を図ります。特別支援学級未設置校についても都立特別支援学校と連携し交流を図ります。	49	Ⅲ－1－（1）
子育て支援ネットワーク会議	虐待を受けている子どもをはじめとする支援対象児童等の早期発見や適切な支援を図るため、関係機関等の円滑な連携協力を確保します。	43	Ⅱ－2－（1）
子育てひろば巡回相談事業	地域で子育てをしている保護者が身近な場所で子どもの発達に関する相談ができ、子どもの特徴に合った子育ての知識を持つことで自信をもって子育てできるように、子ども発達センターの職員が「子育てひろば」を巡回します。	37	Ⅱ－1－（1）

取組	内容	ページ	施策コード
子どもとその家庭の総合相談	0歳から18歳未満の子どもと家庭の相談を受けます。必要に応じて各種情報提供、専門機関やサービスの紹介・調整をし、問題解決に向けたサポートを行います。	43	Ⅱ-2-(1)
子ども発達センターの認可通園事業	子ども発達センターで、未就学児を対象に日常生活における基本的な動作や集団生活への適応訓練等を行う児童発達支援事業を実施します。	31	I-2-(1)
子ども発達センターの民間活力導入	子ども発達センターの認可通園部門に民間活力を導入します。	32	I-2-(1)
サポートルーム（通級指導学級巡回指導）の実施	小・中学校全校においてサポートルーム（情緒障がい等通級指導学級の巡回指導）を実施します。	34	I-2-(2)
就学・進学相談	小学校への就学、中学校への進学の際に、特別な支援を必要とする子どものために、個々の特性に合わせた教育支援を保護者と共に考えます。	36	I-2-(3)
重度障害児者医療連携支援事業	地域で生活する重度障がい児とその家族を、医療機関と連携して支援している事業者に対し補助します。	45	Ⅱ-3-(1)
出張相談事業	発達に支援の必要な子どもが、地域の集団の場で適切な配慮のもとに過ごすことができるように、各園からの依頼を受けて子ども発達センターの職員が訪問し、集団場面での対応について助言します。	42	Ⅱ-2-(1)
障がい児者水泳教室	小学生以上の障がいのある人を対象に、夏休み期間に、水泳教室を開催します。	28	I-1-(1)
障がい児スポーツ教室	小学生以上の障がいのある人を対象に、体を動かすきっかけとして、体育館やプールで各年間36回程度開催します。	28	I-1-(1)
障害児相談支援事業	障害児通所サービス及び障害福祉サービスを必要としている子どもと保護者が、相談支援専門員のケアマネジメントにより、適切にサービスの利用ができるように支援します。	38	Ⅱ-1-(1)
障害児相談支援事業者連絡協議会	市内の障害児相談支援事業者の連絡会を開催し、相談支援サービスについて相談事業者への専門的な助言・人材育成等について連携を強化します。	38	Ⅱ-1-(1)
障がい者スポーツ大会	障がいのある人がスポーツを通じて楽しむための大会を開催します。	29	I-1-(1)
障がい者スポーツ体験教室	市内の小中学校で障がい者スポーツの体験教室キャラバンを行います。	48	Ⅲ-1-(1)

取組	内容	ページ	施策コード
進路先への引継ぎ	特別な支援を必要とする生徒が中学校を卒業する際に、進路先への「学校生活支援シート(個別の教育支援計画)」の引継ぎを行い、進路先への適切な支援が継続されるようにします。	35	I - 2 - (3)
(仮称)西部地域子ども発達センターの検討	子ども発達センターと市域を分担して、療育と相談を受ける施設の設置について検討します。	32	I - 2 - (1)
地域子育て相談センター事業	マイ保育園事業(子育てひろば事業)等を通じて、発達に支援が必要な子どもの子育てについて、専門機関である子ども発達センターと連携した子育て支援体制の充実を図ります。	37	II - 1 - (1)
地域参加支援事業	子育てひろば等へ子ども発達センターの職員が同行し、地域の子どもたちが過ごす場への参加を支援します。	28 48	I - 1 - (1) III - 1 - (1)
通常の学級及び特別支援学級における支援	通常の学級や特別支援学級における特別な配慮が必要な児童・生徒の支援を行うため、特別支援教育支援員を小・中学校全校に配置するとともに安定的な人材確保に努め、各学校の状況に応じた適正な配置を行います。	34	I - 2 - (2)
特別支援学級の整備	地域の状況や対象となる児童・生徒数の状況を踏まえて、特別支援学級を整備します。	34	I - 2 - (2)
特別支援教育コーディネーターの資質向上	特別支援教育コーディネーターを対象とした、資質向上のための特別支援教育コーディネーター研修会を実施します。	43	II - 2 - (1)
特別支援教育巡回相談員による支援	特別支援教育巡回相談員が、学校からの要請に応じ専門家チーム専門員・特別支援学級専任相談員と共に学校を訪問し、通常の学級や特別支援学級に在籍する、特別な支援や配慮を要する児童・生徒の指導方法に関する指導・助言を行います。	35 49	I - 2 - (3) III - 1 - (1)
特別支援教育の理解促進に向けた研修の実施	特別支援教育に関する研修を全ての初任教員に実施し、広く特別支援教育への理解啓発を図ります。	49	III - 1 - (1)
乳幼児健康診査	乳幼児の健康増進、疾病の早期発見と保護者への育児支援のため、対象者には個別通知を行い、身体発育、精神発達の重要な時期に、健康診査を実施します。	37	II - 1 - (1)

取組	内容	ページ	施策コード
福祉のまちづくり バリアフリー基本構想の改定	だれもが安心して移動できる環境の整備促進を図るため、市内 10 地区のバリアフリー基本構想の進行管理を行っています。各地区において設定された特定事業の進捗管理を行うとともに、必要に応じて地区の現況に合わせた基本構想の見直しを行っています。	50	Ⅲ－２－（１）
副籍制度による教育活動を通じた地域との交流の充実	各学校が、副籍を置く児童・生徒との交流の充実を図り、全ての副籍校で副籍交流に対応できる体制を整えます。	34 49	I－２－（２） Ⅲ－１－（１）
ペアレントトレーニング事業	子ども発達センターを利用している 4・5 歳児の保護者を対象に、グループディスカッションやロールプレイなどを通して子どもの発達の特徴や接し方の理解を深める機会を提供し、子どもとより良い関わり方を学びながら楽しく子育てができるように支援します。	40 48	Ⅱ－１－（２） Ⅲ－１－（１）
ペアレントメンターの養成	同じ立場の親が、相談にのったり情報提供を行うなどの活動の中で、悩みや不安を抱える親たちの助けとなったり、適切な機関へつなぐペアレントメンターとなる人材を養成します。	40	Ⅱ－１－（２）
併行通園事業	地域の保育園・幼稚園等に通園している児童を対象に、週 1 日子ども発達センターで専門的な支援を行います。	31	I－２－（１）
保育園等での医療的ケア児の受入れ	医療的ケア児の保育園等での受入れについて「医療的ケア児の保育所等受入れガイドライン」に基づき受け入れを行います。	41 46	Ⅱ－２－（１） Ⅱ－３－（１）
保育園等での障がい児の受入れ	障がいのある児童の受入れについて、安全に受け入れができるよう、医療、保育関係機関と相談して行います。	41	Ⅱ－２－（１）
保育所等訪問支援事業	子ども発達センターが中心となって、専門的な知識を持つ職員が、発達に支援が必要な子どもが利用している地域の保育園等に伺い、集団生活への適応のための支援を行います。	31 42	I－２－（１） Ⅱ－２－（１）
町田市小学校・幼稚園・保育園・子ども発達センター・特別支援学校等連絡協議会	保育園・幼稚園等、子ども発達センター、公立小学校、学童保育クラブ、町田の丘学園小学部の間で連絡協議会を行い、円滑な就学を目指します。	35	I－２－（３）

取組	内容	ページ	施策コード
理解促進事業	地域の方々に向けて、発達に支援が必要な子どもについて、理解を深めるきっかけとなるよう、公開講座を開催します。	50	Ⅲ－２－（１）
療育機関懇談会	情報共有やサービスの質の向上のため、児童発達支援事業者や放課後等デイサービス事業者と子ども発達センターの懇談会を開催します。	43	Ⅱ－２－（１）
療育記録ノートによる引継ぎ	入園・入学時に、これまでの支援が途切れることなく引き継がれるように、子どもの成長と療育内容等を記録するノートを作成し、希望する保護者に配布します。	36	Ⅰ－２－（３）
療育実地研修	子どもが通う施設の職員の知識を高めるため、保育園・幼稚園等の職員を対象に、子ども発達センターで行う療育を体験する研修を行います。	42	Ⅱ－２－（１）
療育セミナー事業	保育園・幼稚園等、学童保育クラブなどの職員に、障がいに対する理解や援助の方法を学ぶための講演会を開催します。	42	Ⅱ－２－（１）

町田市子ども発達支援計画行動計画 2021～2023

2021年3月発行

---

発行・編集：町田市子ども生活部子ども発達支援課

〒194-0021 町田市中町 2-13-14 子ども発達センター

電話 042-709-3455

FAX 042-726-0454

刊行物番号：20-59

---

あそぼう☆そだとう☆そだてよう

いいこと  
ふくらむ  
まちだ

